

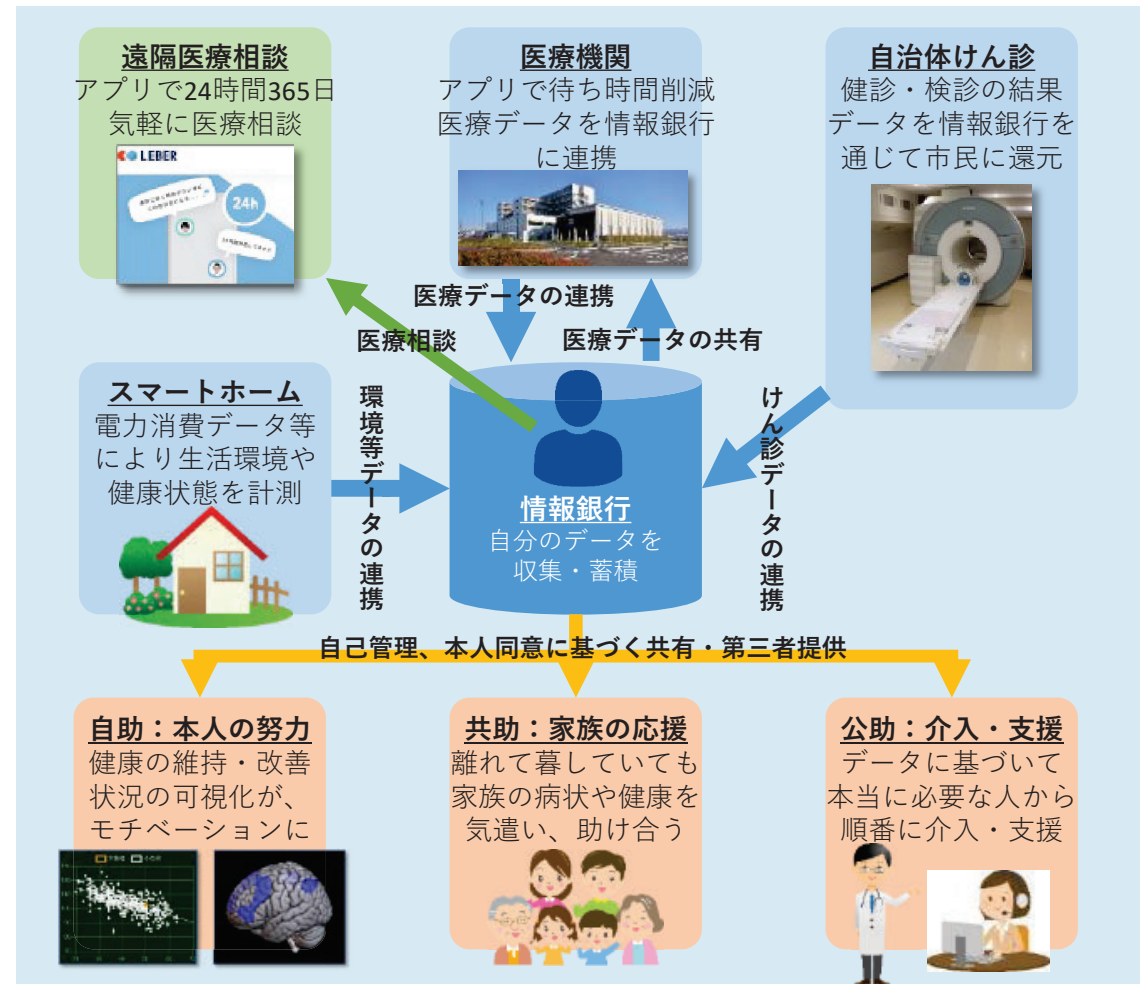
「医療版」情報銀行に関する制度構築について (加賀市)

① 「医療版」 情報銀行を核とした先端的な健康医療サービス（全体像）

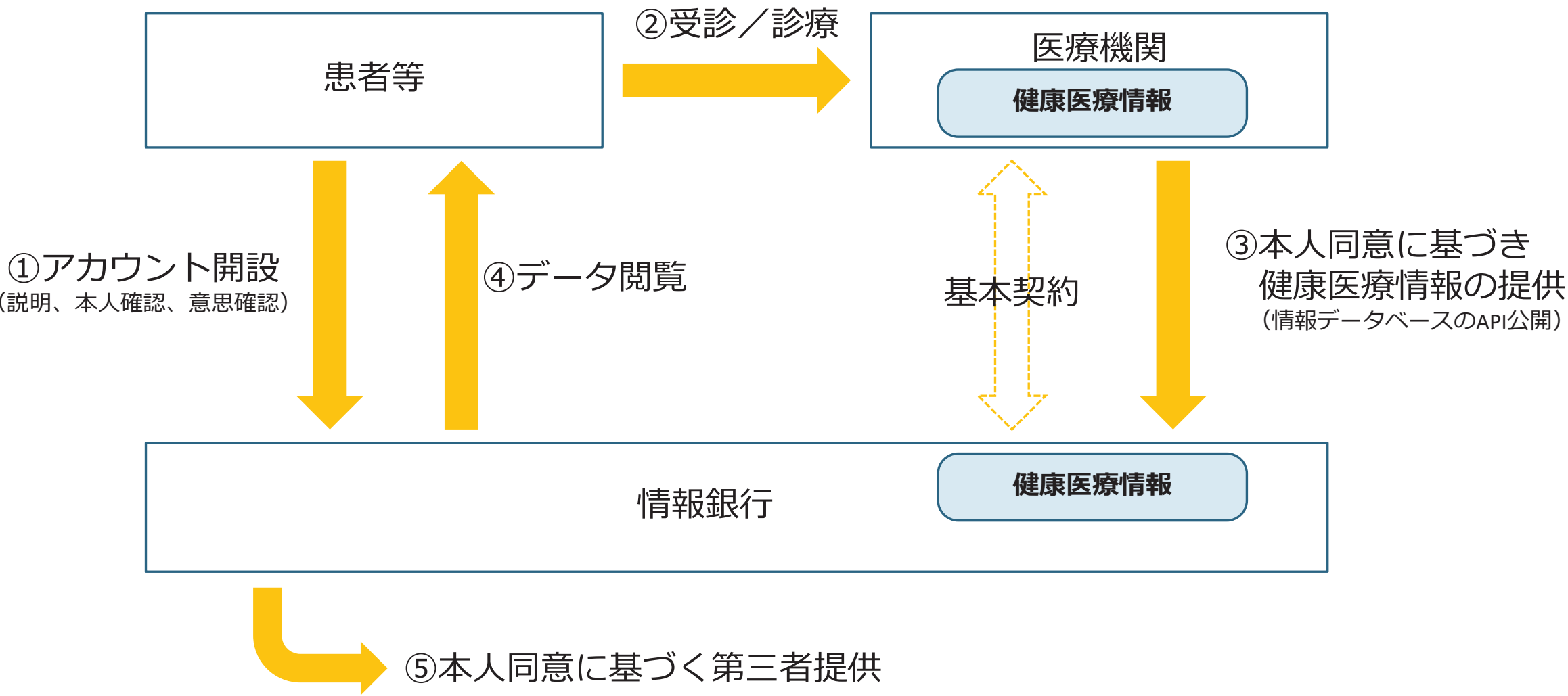
【具体的なサービス】

- ① 医療版「情報銀行」の構築と病院と“つながる”アプリの導入より、同意をもとに、個人の健康医療情報をいつでもどこでも閲覧可能な状態とし、フレイル予防、ロコモ対策、糖尿病や循環器系疾患の予防等を実施。
- ② 個人の健康医療情報も参照しつつ、いつでも気軽に医療相談を行うことができる遠隔医療相談サービスを構築。
- ③ 医療版「情報銀行」に予約・決済等の機能を有するサービスを連携させた健康医療サービスとMaaS等の移動サービスの連携により、②により通院を要する機会を限定しつつ、さらに通院が必要な場合の通院から受診、処方、決済まで手持ち時間が発生しないシームレスなサービス提供を実施。
- ④ 病院（加賀市医療センター）への建物OSの導入により、患者の見守り、建物内の人流把握、物流の効率化など、医療施設におけるデジタルツインを実装。

② 「医療版」 情報銀行を核とした先端的な健康医療サービス（イメージ）



③「医療版」情報銀行の具体的スキーム



④「医療版」情報銀行の構築に関する規制制度改革

(1)「医療版」情報銀行への健康医療情報の提供（データベースのA P Iの公開）

加賀市内の特定の医療機関に対し、フレイル・ロコモ対策に係る健康医療情報について、患者の同意を得て情報銀行に提供するため、健康医療情報のデータベースのA P Iの公開を条例で義務付ける。

(2) 健康医療情報の取扱いルール策定

医療版「情報銀行」を運用する為には、医療機関、情報銀行、自治体等の間における健康医療情報の取扱いルールの策定が必要となるため、加賀市において、そのルールを先行して策定し、医療版「情報銀行」サービスを実装した上で、国全体のルールへの適用を図る。

※なお、現在の「情報信託機能の認定に係る指針Ver2.1」において、対象とする「個人情報」には「要配慮個人情報」は含まないため、健康医療データは限定的な取扱いとなっている。また、同指針では、将来的な取扱いを目指して検討はされているものの、現時点では、健康医療分野において情報連携基盤を担う事業者への規律は定められていない。

⑤「医療版」情報銀行構想の条例のイメージ

(定義)

第1条 この条例において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 **特定医療機関** 加賀市内においてフレイル予防又はロコモ対策に関連する診療科を有する医療機関のうち、加賀市長が指定するものをいう。【別紙1参照】
- 二 **特定健康医療情報** 特定医療機関が保有する健康医療情報（フレイル予防又はロコモ対策に関するものに限る。）をいう。【別紙2参照】
- 三 **患者等** 患者及びその法定代理人をいう。
- 四 **医療版情報銀行事業** 患者等の委託を受けて、特定医療機関が保有する特定健康医療情報を電子情報処理組織を使用する方法により取得、保管及び加工し、当該患者等に提供（他の者を介して提供することを含む。）する業務をいう。
- 五 **医療版情報銀行事業者** 前号の業務を行う事業者であつて、加賀市の認定を受けたものをいう。

(特定医療機関の義務)

第2条 **特定医療機関は、特定健康医療情報についてデータベースを作成し、医療版情報銀行事業者が医療版情報銀行業を行えるよう加賀市長が指定する体制を整備しなければならない。**

第3条 特定医療機関と情報銀行との間での円滑なデータ連携を確保するため、**特定医療機関はデータ連携基本方針を策定し、これに反しない医療版情報銀行事業者の求めに応じて特定健康医療情報を提供しなければならない。**

(特定医療機関による不合理な差別防止)

第4条 **特定医療機関は、情報銀行に対して特定健康医療情報を提供するに当たり、データ連携基本方針に定めがある事項を除き不当に差別的な取扱いを行つてはならない。**

(情報銀行の責務)

第5条 **情報銀行は、特定健康医療情報を取り扱うに当たっては、その漏えい、滅失及び毀損の防止その他の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。**

2 **情報銀行は、特定健康医療情報について、患者等との間で締結する委託契約において定められた目的以外の目的のために利用し、又は提供してはならない。**

3 前項に関し必要な事項は、加賀市長が別途指定するものとする。

4 前項の指定に当たり、加賀市長は、情報信託機能の認定に係る指針の最新版その他医療分野における適切な情報管理に必要な事項を定めた法令等を参照するものとする。

(情報銀行の従業員等の責務)

第6条 情報銀行に従事する者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た特定健康情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

【別紙 1】 特定医療機関（「医療版」情報銀行に参加する医療機関）

- ・ 条例で対象とする具体的な医療機関は、加賀市内のフレイル予防、ロコモ対策に関連する内科及び整形外科を有する医療機関とする予定。
- ・ 加賀市の中核医療機関である加賀市医療センター、加賀市の医師会に相談のうえ、個別の医療機関と現在、調整を進めている。

【別紙 2】 特定医療健康情報（データセット）

- 手順 1：連携すべき健康医療データについてカテゴリー分類
- 手順 2：健康医療データセットについて洗い出し
- 手順 3：各種データの取り扱いについて5段階レベルに分類
- 手順 4：情報銀行へのデータの提供

カテゴリー	連携するデータ	説明
本人確認に関するデータ	(患者属性データ)	PHR(情報銀行)アカウントと正しく紐づける為、診察券登録時に属性データの照合を実施(医療機関側)
通院利便に関するデータ	予約データ	スマホで予約を確認したり、アラートを受け取るために利用
	受付データ	受付情報を把握し、スマホで各種案内を行うために利用
	待ち順データ	スマホで待ち順を確認したり、案内を受け取るために利用
	処方箋PDF	スマホから調剤薬局に、事前調剤依頼のFAXを送るために利用
	会計データ	後払い会計のために利用
医療データ (目的やリスクを踏まえ、患者さんに管理してもらうデータを選定)	領収書・診療明細データ	スマホで領収書や診療明細を確認するために利用
	禁忌等データ	全患者さんに共通するデータ
	検体検査データ	
	処方データ	
	診療課題毎のデータ	診療課題毎に、医師が患者さんに管理してもらうべき判断したデータ

①カテゴリー分類

レベル	説明	例
レベル 1	● 患者さん本人が閲覧でき、 本人の意志に基づき、利用できるデータ ● 表示する際に、 患者さんの分かり易さ を考慮する	禁忌、処方
レベル 2	● 患者さん本人が閲覧でき、 本人の意志に基づき、利用できるが、主に医療機関向け のデータであり、患者さんの分かり易さを考慮しない	(診療課題毎データの一部分)
レベル 3	● 患者さん本人が閲覧でき、 本人の意志に基づき、利用できるが、機微性が高く(センシティブ) 慎重な判断を要する	家族歴、経妊回数、経産回数
レベル 4	● 患者さん本人は閲覧できず、 本人の意志に基づき、医師のみ閲覧できる データ	(取扱無し)
レベル 5	● 個々の医療機関に留めて置くべきもの	-

②データセットの洗い出し

データ数				レベル					
診療科	診療課題	分類	大項目名	通知	①	⑤	②	総計	
-	-	■ 禁忌	■ 薬剤禁忌	-	-	72	-	72	
			■ 食物禁忌（アレルギー等）	-	-	47	-	27	74
			■ その他	-	-	27	-	-	27
		■ 感染情報	■ 感染情報	-	-	-	-	28	28
			■ 輸血	-	-	23	-	-	23
		- 集計		-	-	169	-	55	224
	■ (共通)	■ -	■ 検査	■ 血液検査	-	-	29	-	29
■ 尿検査				-	-	4	-	-	4
■ 血圧測定				-	-	2	-	-	2
■ 心電図検査				-	-	-	-	2	2
■ 眼底検査				-	-	-	-	10	10
■ 腹部超音波検査				-	-	6	-	-	6
- 集計				-	-	41	-	12	53
■ 整形外科		■ ロコモティブシンドローム	■ 身体状況	■ コメント	-	-	28	-	28
	■ 身体計測			-	-	6	-	-	6
	■ その他			-	-	5	-	-	5
	■ 問診			-	-	5	-	-	5
	■ 運動機能			-	-	9	-	-	9
	■ 運動指導			-	-	1	-	-	1
	■ 口腔内環境			-	-	1	-	-	1
	■ 栄養指導			-	-	1	-	-	1
	■ 処方			-	-	1	-	-	1
	■ 測定			-	-	2	-	-	2
	ロコモティブシンドローム 集計			-	-	59	-	-	59
	総計				-	-	269	12	55

- ③レベル1-5に分類
- ④情報銀行に提供

【参考】金沢大学との連携協定書

国立大学法人金沢大学と加賀市との温泉資源等を活用した まち・ひとづくり協定書

国立大学法人金沢大学（以下「甲」という。）と加賀市（以下「乙」という。）は、相互の発展に資するために連携を図りながら協力することに合意し、次のとおり、教育研究の推進のための協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が相互の緊密な連携と協力により、地域資源を活用した次世代型の観光を創出できる人材を養成するとともに、健康長寿に資する生涯活躍のまちづくり等を推進することにより、地域の持続的発展に寄与することを目的とする。

（連携する事項）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）温泉、自然、歴史、文化等の地域資源を活用したインバウンド着地型観光を展開できるひとづくりに関する事項
- （2）予防医学を核とした健康長寿に資する生涯活躍のまちづくりに関する事項
- （3）IoT推進によるまち・ひとづくりに関する事項
- （4）加賀海岸における環境の保全や評価に関する事項
- （5）その他甲と乙が必要と認める事項

（連携の推進）

第3条 甲と乙は、本協定による連携を円滑かつ効果的に進めるため、連携を推進するための会議を設置することができる。

2 会議の設置及び運営に関して必要な事項は、甲と乙が協議のうえ、別に定める。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、協定締結の日から平成32年3月31日までとする。ただし、期間の満了までに、甲または乙からの改廃の申し入れがない限り、この協定の有効期間は3年間延長されるものとし、それ以降も同様とする。

（守秘義務）

第5条 甲と乙は、本協定に基づく活動において知り得た情報については、それぞれ秘密を保持しなければならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合はこの限りではない。

（その他）

第6条 本協定に定めのない事項または本協定の運用に関し疑義が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ解決する。

本協定の締結の証として協定書2通を作成し、それぞれ押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年9月1日

（甲） 石川県金沢市角間町
国立大学法人 金沢大学

学 長

小崎光悦



予防医学を核とした健康長寿に資する生涯活躍のまちづくりに関する事項

市 長

宮元 陸

